

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

(1) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：それでは、これから意見交換会を始めたいと思います。

私は、今回の司会役を務めます大阪地裁の増田耕兒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。さて、裁判員制度が始まりまして3年が経過しました。大阪地裁でも既にたくさんの裁判員裁判が行われ、多くの方に裁判員として参加していただいております。

今日の意見交換会では、そうした裁判員を経験なさった皆様から、その御感想や御意見をお伺いし、今後の裁判員裁判の運営に役立てていきたいと思っております。この意見交換会では、法曹三者から1人ずつ参加していただいておりますので、その方々をまずはご紹介いたします。検察庁からは佐々木洋二郎検事、弁護士会からは金子展弘弁護士、裁判所からは河原俊也裁判官です。一言ずつ、御挨拶をお願いいたします。

(2) 出席している検察官、弁護士及び裁判官の紹介

佐々木検察官：大阪地検公判部検事の佐々木洋二郎と申します。

今回のテーマは事実関係に争いのある事件における審理ということですが、検察官としましても、このような事件についてはどのような訴訟進行が妥当なのかということにつきまして、試行錯誤しながら模索しているところです。今日は、裁判員経験者の皆様の貴重な御意見、御感想をお聞かせいただいで、今後の裁判の参考にさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

金子弁護士：弁護士の金子展弘と申します。よろしくお願ひします。

私自身は、裁判員裁判の経験は1件あり、また2件、現在係属中のものがあり、いろいろと勉強させていただいております。今回は、なかなか聞けることのない皆さん方の率直な御意見や御感想なりをお聞かせいただいで、今後、

我々の弁護士会のほうでもできる限りよりよい弁護活動につなげていきたいと思ひまして参加しております。よろしくお願ひいたします。

河原裁判官：裁判官の河原でございます。

事実認定について、争いのある事件で審理ですとか評議でどういふことを皆さんがお感じになったりしておられるのかをお伺ひできること、本当に今日楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者：法曹三者の方々には、裁判員経験者の皆様から御質問があればお答えいただき、また法曹三者の方から経験者の皆様に御質問があればしていただくという形にしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

さて、今日の意見交換会における話題事項は、大きくは2つ用意しています。1点目は、事実争いのある事件の審理や評議などです。2点目は、守秘義務についてです。皆さんの担当された事件は、事実の経過に関して、共犯者の間で言い分が違ふとか被告人と被害者との間で言い分が違ふなど、それぞれ事実はどうであったかというところを検討し、確定しなければならない事件であったと思ひますが、そういった事実認定というものを行ってみて難しく感じた点があったかどうか、あったとすれば、それはどのようなことかというところなど、まずは皆さんの御感想をお聞ひしたいと思ひます。

2 意見交換

- (1) **事実関係に争いのある事件における審理（争点等の提示や証人尋問等証拠調べのわかりやすさ、論告・弁論のあり方等）及び評議について。**

司会者：それでは、まず、1番さんからお願ひしたいのですが、事実認定を行つてみての御感想、難しく感じた点があったかどうかとかですね、そうでもなかったよとか、そういった御感想で結構ですのでお願ひします。

裁判員経験者1：私は傷害事件を担当させていただいたんですけども、いろんな面で、ちょっと耳が聞こえにくいのか、案外聞き取りにくい面があったんです。その辺でいろんなことがあったんですけども、急に言われたらなかなかわかり

にくい面があるんですけども。

司会者：1番さんが御担当になられたのは児童虐待の事件ですね。

裁判員経験者1：そうです。

司会者：その事件では、共犯者である夫と被告人との言い分が違ってるということでしたか。

裁判員経験者1：そうですね、それがありましたね。

司会者：そのあたりでの御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者1：尋問を聞いて、それで終わって評議室で検討しますが、そんなときにいろんなことが出てきて、もう自分なりに整理できることもあるし、案外、整理しにくいこともあるんです。裁判は初めてなので、なかなかテレビで見ているようなそんなわけじゃないと思います。実際参加してみて、なかなかわかりにくい面が多々あり過ぎて、またどう言ったらいいのか、今のところ、正直わかりにくい面もあります。

司会者：それでは、2番さん、よろしくお願いします。

裁判員経験者2：私は出てくる文書の文言っていうんですかね、それがすべて私には専門的過ぎてわかりにくいところが多く、例えば事後強盗致傷が成立するかっていわれてるときに、事後強盗致傷っていうのがわからない。

それをちゃんと私たちにわかるように説明していただいているのに、反抗を抑圧するに足りる暴行かどうかっていわれるんですけども、その説明をしてくださる言葉も私にはわかりにくくて、そういうことを尋問であったりとか、そういったところで説明していただいている間に自分の中で整理しながらその説明を聞くんですけれども、説明を聞いた後に何か聞きたいことはありませんかとかと言われても、質問するタイミングでは自分の中で整理ができてないので、なかなか自分の中でどこが疑問なのかっていう、整理する時間がもっとあればよかったなと思います。

司会者：法律概念が難しかったということですか。

裁判員経験者2：難しかったです。

司会者：それと，証拠調べを行っていて，そことのどういうふう結びつけていかというところが少し迷ったというところですか。

裁判員経験者2：そうですね。後で読み返して，最終日とか評議に入って全部終わった後で，ああ，あれもうちょっと聞いておけばよかったとか，あと休憩とか帰る間に，ほかの裁判員の方と，私，この意味ちょっとわからないんだけど，ああ，私もわかってないわっていうのであったりとか，私が誤って認識していたものが実はあったりとか，そういうので本当にちゃんと自分が理解できているのかっていうのがすごいちょっと怖かったです。

司会者：ありがとうございます。それでは，3番さん，どうぞ。

裁判員経験者3：私も当然初めての経験だったので，いろいろと戸惑うところがあったのですが，事実認定というか，争点についてどうやって事実を認定していくかっていうところについて，当初，検察官のほうから，いわゆる冒頭陳述要旨がカラーのきれいなA3版で出していただいて，争点のところは色も変えて赤だとか，青だとかっていうところで，ストーリーが非常にわかりやすい形で，事件の話っていうのがすごいよくわかったなど。

一方，弁護士さんのほうからいわゆる同じような紙が出てきたのですが，当然，検察官のほうで事件のあらましがざっと書いてあるので，ある程度，頭に入った段階で出てきたのですが，私が経験したケースでは，他のケースはどうなんかわかりませんが，A4版1枚みたいな形でぱらぱらって書いてあったところで，どちらかというところ，検察官のほうに書かれてることが頭の中ではこれすべて事実じゃないかっていう感じのある意味，先入観っていいですか，そういうのからちょっとスタートをしたっていうのがありました。

次に，証拠調べ，証人が出てくる証拠というところで，いろいろとお話があったり，質問というところがあったのですが，特にこちら側から質問するという場面では，そもそもどこを質問しようかなっていうところが整理できなかったり，慣れてないんで，そういう流れの中で翌々日ぐらいにあったらゆっくり説明でき，質問できたのかなっていうところがあったのですが，その場ではど

うしても流してしまったというような、そのあたりがちょっと難しかったかなと思います。それと、事実認定ということの中に、やっぱり被告人だとか証人の印象とといいますか、心証とといいますか、証拠調べだとか陳述の中で話されること、態度というものが何かちょっと大きくひっかかってきたりですね、純粹にどうしてもこの行為だけを分析してやっていくと、最終的には評議の際、皆さんとですね、実際の事実と、それからわからないところは推論とといいますかね、論理的に考えたらこうなるだろうというような行為というものについて、最終結論を出していったわけなんですけども、ともかく一番難しいというところでは、やはり証拠だとか証人だとかに関して出てきたものをその場ということじゃないんですけど、1日、2日で判断しなければならない。そのやり方というか、慣れておられれば多分、大丈夫だと思うんですけど、ちょっと私には時間がなかったのかなと。そういうふうに感じました。

司会者：それでは、4番さん、どうぞ。

裁判員経験者4：私の場合にも、2番さんがおっしゃったように、整理が足りない、おいつかない感じがありました。これも月曜日から金曜日までという感じのスケジュールでしたが、話の内容とかがわかり出したのがもう水曜日とか木曜日ぐらいで、3日目か4日目。我々一般の人間だったら9月24日は「くがつにじゅうよっか」ですが、「くげつにじゅうよっか」とかね、もう言葉のちょっとだけでも理解はできるんですけども、そういうのがやっぱり一般の者にもわかりやすくしていただければありがたいかなと思います。

検察官も弁護士さんのほうも2名ずつおられ、検察官はAさんが女の方で、Bさんが男の方だとすると、Bさんのほうは、こんな言い方なんですけど、再三、裁判長が、ちょっと注意というんですか、言葉がわかりにくい、我々がわかりにくいことを先に裁判長のほうから検察官に、それはちょっとおかしいのと違うかっていうことで言ってもらったり、弁護士さんも若い弁護士さんがおられたんですけども、年配の弁護士さんのほうはやっぱりわかりやすい。もう素人好みと言うたらおかしいですけども、素人でもわかりやすく言ってもらっ

て、若い方は慣れてないんですかね、経験が浅いというんですか、何か高揚して、何かちょっと言いにくいんですけども、それで1点わかりにくいというのがありましたね。

裁判に入って私もちょっとストレスっていうんですかね、たまってきたという感じがありましたけども、やっぱり被告人と面と向かっているというのがかなりの負担ですかね。やっぱり女性の方だともっと負担だと思うんですけど、私はちょっとストレスがたまってきたなっていう感じでした。

最後にですけども、判決が出たときに、もう私、個人的な意見ですけども、親御さんなりおられて、いろいろお話しされてるんですけども、やっぱり親御さんにはかわいそうだな、もっと頑張ってもらわないといけないな、それで被告人も立ち直ってもらわないといけないなっていう感じがあったんですけども、最後に裁判長から判決が言われたとき、検察側が勝ちましたよって立ち上がったときにね、最後に被告人がちょっとにやっと笑ったと。それがちょっと何か、あれ、何で笑ってるんだらうかということがあって、それはちょっと未だにまだ残ってるんですよ。今までは、いつにどんなあったというのも、すっかり忘れてはいないんですけども、それがいまだに残ってるっていうことなんで、そういうのはやっぱり女性の方は大変かなっていう空気がありますんで、それはちょっといろいろ、いろんな意味でもね、裁判長とか右陪席とか左陪席からいろいろなアドバイスをいただいて、裁判の中では順調に良い経験をしたかなっていうのが私の印象です。

司会者：ありがとうございました。それで、今、3番さんからいろいろ概括的なところが出てきたんですけども、その中で個別の審理の経過に沿ってですね、皆さんの御意見を少しお聞きしたいと思います。

まず、裁判の審理に当たって、最初に検察官と弁護人が事件について、この被告人の行為はどういった経緯でなされたのか、その中で何が争いになっているのか、争われている点についてどういった事情に着目して証拠を提出しようとしているのかなどと述べる冒頭陳述という手続がなされています。それをお

聞きになって、皆さんは、事件の争点、つまり何を判断すればよいのか、そのためにどのような事実や証拠に着目していけばよいのかということは十分理解できたでしょうか。また、それを念頭に証拠調べをずっと見ていくことができたでしょうか。そのあたりの御意見や御感想を皆さんからお聞きしたいと思います。1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：いろいろな事が書いてあったのですが、そうですね、初めての経験であるため、書かれていることに対してなかなか理解しにくい面が多々あったんですね、やっぱり。それとモニターを見たのが、あれが最後のほうだったんですかな、モニターが一応あったので、それである程度はそこに焦点を合わせて一応みんなと意見交換したりはしてるんですけども、なかなかやっぱり自分の範囲で理解しにくい面が案外あるんですよね。言葉の中とか。そんなんで、案外戸惑ったというんか、そういう経験があります。

司会者：2番さんはいかがですか。冒頭陳述、検察官の出されたものと弁護人が出されたもの、随分と量に差があるように見受けられるのですが、そういったところの御感想も含めていかがでしょうか。

裁判員経験者2：検察官の方と弁護人の方のプレゼンテーション能力の差っていうんですかね、検察官の方はきっと何件もこういった裁判員裁判を経験されてるからかもしれないんですけども、3番さんが先ほどおっしゃったように、A3版の横1枚でとてもわかりやすいものだったんですけども、弁護人の方は、私から見ると、とてもだらだらと書かれているように見えてしまって、だらだら書かれてしまうと、一体どこに着目すればいいのかっていうのがわかりづらくて、そういうのは書類のまとめ方とか、そういったところでもちょっと私には検察官の方の書いているものばかりそれ以後も見て評議に臨んでしまったっていうので、ちょっと弁護人の方も、もうちょっと何か工夫できなかったのかなって思いました。

司会者：3番さん、いかがですか。

裁判員経験者3：先ほどと同じことになるんで、2番さんがおっしゃったことで、

私は別に弁護士さんの書いたやつが、量は少なかったんですけども、箇条書きになってるので、内容がどうのっていうのではなくて、やはりたくさん書いてわかりやすいところにどうしても目がいってしまっていると。そのほうが非常にわかりやすいですけども、検察官が出した書類の中には当然、事件のあらましが書いてあって争点を書いてある。弁護士さんはあくまでも争点っていうところで書いてあったんで、2番さんと一緒に、どうしてもその後、資料を見るのは検察官が出した資料をもとに物事を考えていった。個人的にはそういう形で進んだと思います。他の裁判員の方はまた違う形を取られてるのかもしれませんが、印象的には検察官のストーリーが全部入ってきて、争点だけの事実関係だけについて弁護士さんの言ってることをやろうと。ただ、何か流れるにはもう検察官の話がほとんどになってるなっていうのは感じながら、その分ちょっとブレーキをかけながらやってたんですけども、そんな感じですかね。弁護士さん、もうちょっとやってほしいなっていう気はします。

司会者：3番さん、4番さんが担当された事件はどういった経過でそういった争点が出てきたのかというところが少しわかりにくい、被告人の話からも少しわかりにくいような事件だったのですかね。そこで弁護士さんは、苦労して、そういう形を取られたのではないかというふうに思われるわけですが。4番さん、いかがですか。同じ事件を担当してみて。

裁判員経験者4：私は弁護士さんのね、執行猶予中の事件であったのも、3つあったんですけども、1つは執行猶予中っていうことなんで、弁護士さんも同じ弁護士さんだったので、気持ちがちょっとわかりづらかったなっていうことがあります。3番さんがおっしゃったように、検察官のほうはカラーコピーでちゃんと、ちゃんとと言うたらおかしいけど、わかりやすくしていただいたので大変わかりやすかったかなということと、あと被告人が、何か裁判長から質問されたら何かぼやけてるんですね。言うことがころころ変わったり、これあることわかってるんですけども、1つは強制わいせつがあったんですけども、押したとか触ったとかということで、いや、そこまでわかれへんな、覚えてないと

かということがあったんで、そういうことはやっぱり何か評議のほうでいろいろ話は出たんですけども、その部分で3つというのはやっぱり負担でしたね。一遍にというのが。やっぱり1つぐらいでよかったかなと。

司会者：今、おっしゃられてる意味は事件が3つあり、その中の2つが少し争いがある事件だということ、それが負担だったということですかね。検察官の冒頭陳述でどこが争点か、あるいはそのためにどんな事実や証拠に着目すべきかというようなところは皆さん、理解できたということによろしいですかね。ただ、弁護人の冒頭陳述は少し2番さんはだらだらし過ぎてどこに焦点があるのかというのはわかりづらかったと。3番さん、4番さんは少し簡略過ぎて後に残らなかったということですね。その場では口頭で多分おっしゃったのではないかと思うのですが、そこはいかがですか。

裁判員経験者3：弁護人が当初、一番最初ですよ。余り印象に残ってないんですよ。当初、弁護人さんが、確か順番的には検察官の冒頭陳述みたいなのがあって、その後に弁護士さんのほうからっていう流れだったと思うんですが、一応、箇条書きでいわゆる争点についておっしゃった。それと、4番さんがおっしゃったように、いわゆる3つの事件で、そのうち2つの事件で争点が1つずつあったという事件だったんですけども、連続性がある事件だったので、1つずつおっしゃったんですけども、その日は印象に残ってたかもしれないのですが、全く残ってないですね。弁護士さんがどうおっしゃったか。ただ、検察官がおっしゃったっていうのも言葉では余りそのときに残ってないんですけども、やはり非常に見直しする機会がペーパーで多かったんで、逆にどんどん一番最初の初日の内容を私は検察官が出したペーパーで理解しましたね。弁護士さんのほうは、何か印象のいいおじさんみたいな感じの方で、そういう心証的には非常によかったんですけども、だからどうなのっていうのが正直あったような。初日でしたかね、そういう気がします。その後ちょっとまた別の展開に、証拠調べになるとちょっとなってきたんですけども、当初の一番最初の今の御質問だったら、やっぱり弁護士さんは余り印象に残らなかったなっていう感じ

ですね。

司会者：1番さんの担当された事件は少しわかりにくいような争点だったと思うのですが，そこは検察官あるいは弁護士から，どこが争いになってるかということは冒頭陳述をお聞きになって十分理解できたのでしょうか。

裁判員経験者1：児童虐待の事件なんですけども，なかなか理解しにくいというたらおかしいですが，そんなに頭が回らなかったのかもわかりませんけどもね，検察官のほうの資料を見たら結構詳しく書いてるんですよ。だけど弁護士さんのほうはもうなかなかそういう何かね，さっきだれかがおっしゃったように，表に書いてるとか，検察官のほうは一応まとめて書いてるんで，なかなかわかりやすいんですけども，言葉の意味とかがわかりにくいというか，それが僕には理解しにくい面があったんで，もう少し素人の目に見てわかりやすい言葉でしていただきたいなと思います。

司会者：ありがとうございました。皆さんが担当された事件でも前提となる争いのない事実とか，あるいは客観的な事実，現場の状況とかですね，被害者に生じたけがの状況とか，そういったものが検察官からの証拠書類として読み上げられたと思います。そういった写真や図面が示され，あるいは書類が読み上げられ，その検察官の書証の提示の仕方，取り調べの仕方は皆さん，どういう印象をお持ちになったのでしょうか。それと，そういった訴訟の内容が争点，判断の対象となる事項，それから証人尋問と，後々続く証人尋問と，そういったところのつながり，こうつながってくるんだということが皆さん，十分理解できたのでしょうか。その点について，今1番さんお聞きしましたので，2番さんからお願いします。

裁判員経験者2：検察の方はペーパーに沿って1つずつ話してくださったので，特にわかりにくいと思うようなことは言葉でちょっとこれどういう意味だろうってというようなことがあったんですけども，それ以外でわかりにくいと思ったことは特にはなかったです。

司会者：図面とか写真とかをご覧になって，適切に並べられてずっと頭に入った

のでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね，時系列で書いてくださってる分もあるので，それを見ながら前に映し出される写真など見ていったので，もう前後するとかそういうことありませんでしたし，特にひっかかるようなことはなかったです。

司会者：3番さんはいかがですか。

裁判員経験者 3：ちょっと思い出してるんですけども，確か証拠書類の読み上げて結構長かったような，検察官のほうも。何かあらましに書いてあるよみたいなところがちょっとあってっていうような感覚がちょっと残ってますね。

それと，証拠の中で現場の写真とか確かあったんですけども，それが非常にわかりづらかったっていうものが1個あって，これ何だろうなっていうことで，いや，間違いですとか，証拠に挙げます，挙げませんみたいなやりとりがちょっとあったことがあって，証拠という，いわゆる書面で読み上げるという段階においては，ちょっと担当した事件では何となく不手際があったかなと。非常に当初はきれいなペーパーであらましを書いてわかりやすくしていただいたのに，逆に証拠の読み上げとかそういうのが進むに従って検察官の言ってることがどうなのみたいな印象が一部ありました。

司会者：4番さんは証拠書類の読み上げがなされた状況についてどのような御感想をお持ちになったのでしょうか。

裁判員経験者 4：証拠調べの話のほうはわかったんですけども，写真で今お話に出てきましたけれども，場所を特定されてね，ここでありましたというのを写真を東から撮りましたとか西から撮りましたよというのをきちっとすればわかりやすかったんですけども，それがなかったもんだから，どちらから撮ったんですかっていう質問で検察官が答えられなかった。それはもう撤回しますっていう話が出てきたんで，そこをきちっと我々がわかりやすいようにその位置，このところが事件があった場所ですよっていうのを何か印とかあれば，ああ，これはこっちから見てるんだなというのがわかるかなということですね，わかりやすかったかなと思います。

司会者：1番さんはいかがですか。証拠書類の取り調べに関してですね，どのような御感想をお持ちになったのでしょうか。

裁判員経験者1：一応，建築関係の仕事をしていたので，写真とか図面がわかってますから，モニターに映し出されたもんでもある程度はわかりましたけども，これもやっぱり見方のわからない人やったら案外難しいと思うんですよね。この写真とか図面なんかはね。そんなんで，やっぱりもう少しどんな方が見てもわかるような仕方，そういうのが欲しいなと思います。

司会者：例えばどんなやり方が適していると思いますか。

裁判員経験者1：写真だったら，さっき4番さんがいわれていたように，方向がありますよね。素人にわからそうと思ったら，そういうのはやっぱりどうしても必要になると思います。図面にしても，やっぱり見れる人が見たらわかるんですけども，素人の方にしたらやっぱりどうしてもわかりにくいんですよね。そんなんで，図面であれせえと言われたら，どうしたらいいかというのはちょっとわかりにくいんですけどもね，やっぱりそれを自分らでもう理解するしかないだろうと思いますが，図面に関してはね。

司会者：ありがとうございます。次に，証人尋問とか被告人質問というものがなされ，証人や被告人が，事実の経過について，一番争いとなっているところについて話をしてくれたと思いますが，証人尋問や被告人質問において，わかりにくい点はなかったでしょうか。尋問の趣旨等も踏まえて，尋問の内容と争点の関係というのは皆さんの頭の中にずっと入ってきましたでしょうか。あるいは工夫すべき点はありましたでしょうか。そのところについてお聞きします。それでは，2番さんからよろしいですか。

裁判員経験者2：まず，被告人が男性だったんですけども，検察官は女性の方がずっと質問をされていて，私から見たら普通に質問されてるように思ったんですけども，後で休憩時のときとかほかの方としゃべってるときに，男性から見たら，あの人ちょっときつ過ぎひんかとかそういうふうなことを言われたりして，男女でやっぱり受け取る差とかそういうのがあるのかなって思ったん

ですけれども。淡々とずっと質問されていて、私は特に何も思わなかったです。

弁護人の方は、質問もちょっと間延びしてってというか、何のために質問しているのかわからないことを質問されたりとか、やっぱり今の話にしますであったりとか、裁判長から「それちょっと何を言ってるの」とかそういう指摘がたびたびあって、話をされることを中断されたりとか変えられたりするのでとてもわかりづらくて、それが検察官の方と対照的で、どんどん弁護人の方の言ってる意味がわからなくなっていくっていう感じでした。

司会者：今おっしゃられたのは証人に対する尋問ですか。

裁判員経験者 2：被告人に対しても。証人、証人って。

司会者：被害者ですね。

裁判員経験者 2：被害者の方が出てきたときは、どういうふうな体勢で暴行を受けたとかそういったことも検察官は言葉と身ぶりでこういった感じでっていうふうにされるんですけども、弁護人の方は空回りされてるっていうか、もう言葉だけが先走ってしまって、一体何を言ってるのかわからないところがちょっと私にはありました。

司会者：被告人に対する質問はいかがでしたか。

裁判員経験者 2：被告人に対する質問は、検察官の方はもうちょっと淡々と進めていったほうがよかったのかなって思うところがあります。

司会者：尋問の順番として、証人に対しては検察官から準備をして淡々と尋問していて、それに対して弁護人がいろいろ聞いていくという形になりますよね。被告人質問では攻守、逆になって、弁護人が最初に被告人に順々と聞いていって、今度、検察官がそれに対して反対に尋問をするという形になっていますが、そのあたりの被告人質問についても弁護人の質問というのは少しわかりにくかったのですか。

裁判員経験者 2：弁護人の方はずっとわかりにくかったです。

司会者：ずっとですか。

裁判員経験者 2：はい。ちょっと何か途中で、こんなこと言ったら失礼なんです

けども、この弁護人に当たってしまった被告人がちょっとかわいそうだなって思うほどにわかりにくかったです。

司会者：ありがとうございました。3番さんはいかがですか。

裁判員経験者3：2番さんが言ったことに近いんですけども、事件のときに検察官が2名いらっしゃって、1人が男性、もう1人が女性で、多分、両方とも証人尋問されたと思うんですけども、印象に残ってるのは常に女性の方で、心証は先ほど2番さんがおっしゃったのと一緒ですね、非常に何か厳しいなと。あそこに立ってあの人に質問されたくはないなみたいな感じで、ちょっと結構いらつかせるというか、実際に被告人もいらついていたと思います。ただ、いらつくことも被告人は覚えてないとか、記憶にないとか、なぜだっというところをぐるぐるぐるぐる回ってたんで、わかりやすいといえばわかりやすいんですけども、聞いているほうもちょっといらいらしてきたかなと。対して、弁護人さんのほうの質問は、単純に事象というか事案に対してこれやったの、やってないというところを言うだけなんで、当然、被告人は非常に落ちついた形で進んだので、質問の内容っていうところについては検察官、それから弁護人っていうところでは非常にわかりやすかったんですけども、いかんせん、ちょっと被告人のほうの記憶が非常にあいまいなところが多いとか、そこは覚えてませんとかということがあったんで、検察官がいらついた質問をするのも致し方がないのかなとは思いますが。ただ、やっぱり男性だからでしょうかね、どうしても女性からの他人に対しても言う言葉っていうのはちょっときつく聞こえたというのが事実ですね。あそこまで何か言わなくともって感触はありました。もうちょっとわかりやすい、わかりにくいとは話、違うんですけど。私はわかりやすかったと思います。

司会者：4番さんは被害者の証人が出てきましたよね。

裁判員経験者4：はい。

司会者：その尋問の状況はどうでしたか。

裁判員経験者4：検察官も被害者の方にはちゃんとどこまでですかというの、経

緯とかもいろいろいわせていたんですけども、弁護士のほうもされてきました。何センチぐらいまで来たとかというのはされていたんで、それも我々はわかりやすかったかなと思います。

話は違いますが、検察官も女性の方と男性の方がおられて、弁護士の方も年配の方と若い方がおられるんですけども、これは2名の方で交互にというのが決まりになってるんですか。

司会者：いいえ、決まりにはなっていません。

裁判員経験者4：違うんですか。今、お話に出てるように、検察官であれば、私は女性の方が最初から最後まで一人でされて、もう1人の男性の方はサポートされるんならサポートされるということがいいかなと、よかったんじゃないかなと、わかりやすかったかなと思います。弁護士の方も、年配の方のほうが我々も耳に心地よいと言うたらおかしいですけども、強弱があって淡々とされていたんで、もう入ってきやすかったんで、できれば最初から最後まで一人の方で臨まれたほうが我々としてはわかりやすかったかなと思います。

司会者：1番さんはいかがですか。証人に対する尋問、被告人に対する質問の状況ですね、これについて内容が非常にわかりやすかったか、わかりにくかったか。わかりにくいとしたらどういった点だったかというようなところはいかがでしょうか。

裁判員経験者1：弁護士さんにしても、検察官にしても、この事件、案外易しいのか、質問するにしても、そんなに突っ込んだということはなかったような気がするんですよね。もうこの児童虐待の中のことなんで、そんなに大げさというんか、そんなことになるもんじゃないだろうと言われ、やってるんかもわからんし、そんなんで、私にしてはそんなにあれこうしたらええのとか、違うだとか、そういうことはなかったと思います。

司会者：事件の内容、双方の尋問は適切に理解できたということですかね。

裁判員経験者1：そうですね。

司会者：ありがとうございました。それで、証拠書類や被告人、証人からの話を

聞く，証拠を調べるという手続が終わった後，検察官と弁護人が争点について事実をどう見るか，証人と被告人の異なる言い分について，どちらが信用できるかというようなことについてそれぞれの主張とか意見を述べる論告・弁論という手続が最後になされるわけですが，その内容，その争点や争点についての当事者の主張というのはよく理解できたのでしょうか。そういったものは何か参考になったのでしょうか。よく理解できたとすればどういったところがよかったのか，余り理解できなかったとすればどんな点がよくなかったのかということについて，御意見をお聞きしたいと思います。それでは3番さんからどうぞ。

裁判員経験者3：最後の部分については，検察官，弁護人とも，両方ともよく理解できたと思います。そもそも争点が非常にきっちり整理されて証拠が出てきて証拠調べをやったと。唯一，争い事でわからなかった点，これは検察官の主張，それから弁護人の主張，それから我々も最初なかなかわからなかった点っていうのが，被告人が記憶が余りなかったとか，それからそのときのことを覚えてないっていうような趣旨の発言がたびたびやったもので，その部分については最終いろいろと考えたんですけども，それぞれの検察官の言い分，これはもうほぼ当初の冒頭っていいですか，刑を与えるというところのとこと全く変わってないわけで，弁護人さん側も特に事実をそうじゃないよという否定，特にわいせつ事件のところはわいせつ性がなかったよと，あくまでも触れただけだよというようなところでの意見だったんで，単純明快というか，非常に両者の主張はわかりやすかったですね。

司会者：4番さんはいかがですか。

裁判員経験者4：私も両方ともね，わかりやすかったと思います。被害者の方の思っているんですかね，強制わいせつのほうなんですけども，それはもう最初から子供2人を自転車の前と後ろに積んでね，そういう女性を夜にね，遅くにそういうことをすること自体がもう許せなかったですね。ですから，検察官が論告をされたことも理解できましたし，私も心情的に子供もいてるもんやか

ら，そういうことも許されないなっていうことで，よくわかりました。弁護士さんのほうは，わいせつであるかわいせつでないかというだけのことで，もう被告人の話も全然取りとめない話だったんで信用できなかったんで，もうこれは検察官のほう正しいのかな，ということで両方とも理解はできました。

司会者：1番さんはいかがですか。

裁判員経験者1：これに対するの考え，両方とも最後のほうになってくるんである程度，理解はしてくるんですけども，やっぱりなかなか初めての言葉というんか，そういうのが出てきたような気がするんですけども，今どの辺やと言われたらなかなか出てこないんですけどもね。それでもなかなか両方ともよかったかなと。

司会者：2番さんはいかがですか。冒頭陳述と弁論と見てみると，少し趣が変わってきてるような感じですが，そういうところも踏まえていかがですか。

裁判員経験者2：最後の検察官の方が話されたのは，双方で食い違っているところが今までモニターであったりとか，けがの写真であったりとか，そういうのから，被告人の言ってることはちょっと信用できないんじゃないかとか，そういうふうな感じでちゃんと淡々というか，論理的でわかりやすかったんですけども，弁護人の方が最後は弁論の間ずっと被告人の妻が情状で来られてたりとかしたんですけども，弁論の間中，奥さんも来てくれたし，ちょっと頑張らなあかんやろって，ずっと説教みたいな感じで，これが弁論なのかなっていう感じで，弁護人がやっぱりちょっと私にはわからなかったです。

司会者：事実の争いのところの弁論はなかったのですか。

裁判員経験者2：いや，そこはもうなかったです。

司会者：なかったのですか。

裁判員経験者2：ほとんどなかったです。

司会者：もうそれは冒頭陳述で言い尽してるというようなところですかね。

裁判員経験者2：そうですね，あと弁護人の方と被告人の方って事前にすり合わせとかしてないのですかね。何か二人のかけ合いみたいな感じなのも余りなく

て、しどろもどろに双方がなっているように見受けられて、そういったところでまたごたごたしてるのが私の目によくわからないなっていうふうに映ってしまったのがありました。

司会者：ありがとうございます。そういった審理，それから冒頭陳述や証人尋問，被告人質問をお聞きになって，双方の最終的な証拠に対する主張とか意見とかを聞かれた上で評議に臨まれたわけですけれども，事実認定についての評議においては，皆さん，十分に意見を述べることができましたでしょうか。そのあたりについて，3番さんはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者3：何か私，非常にしゃべったような気がします。当然，証拠調べが終わって証人尋問等々の流れと当初御用意していただいた検察官からの書面をもとに評議に入ったわけなんですけども，そもそも最初ですから，一番最初というか，全く未体験のことで，やはり裁判官さん3人がある程度，評議というのはどういうものかということ順序立てて教えていただいたんで，どのようなことに注目して事実関係を見きわめるかと。私どもの場合はどちらかというと，当然わかってる事実も当然あったんですけども，何度も申し上げますように，被告人の記憶が非常にあいまいだったというか，忘れたとか覚えてないというところで，あくまでも証人尋問であったところからある一定のことを合理的に推察したというのが一つで，事実認定を行って評議に入りました。ただ，やっぱり評議が一番ちょっと難しかったかなと。意見は当然もう自分の意見は言うんですけども，当然，考え方とか見方っていうのはそれぞれ違いましたんで，別に意見を戦わせるというんじゃなくて，まず好きなことをいって相手の意見を聞いてという形，ただそれも裁判官さんがいらっしゃるおかげで普通に冷静に淡々とやれたとは思いますが。

司会者：4番さんはいかがですか。

裁判員経験者4：私も最初，月曜日に来たときには最後まで緊張してたんですけども，怖い方がおられるのかなと思ったら，余りにも私が思ってるイメージと全然違ったんで，評議の席でも我々の話を先にこういうような話を聞き出すと

いう形ですかね，自由に話させていただいて，それから少しずつ勉強という形でこういう場合はこうなりますよということで御意見いただいて，それでも裁判員としてもああですよ，こうですよみたいな話ができただということはよかったかなと思います。これは，これから裁判員に来られる方が，もうここにおられる4名も一緒だと思うんですけども，かなりの緊張で初日は臨むと思いますので，我々が接した裁判官のように包んでいただければ，裁判に来られる素人の方が来られたときに，もう優しく接するんじゃなしに，本当に包み込むような形でしていただければ安心感を持って裁判に臨めるかなと思います。評議の席でも，当初，私もこの通知をいただいたときはもう頭ごなしといったらおかしいけど，もう押しつけがましくされるかなということもちょっとあったんですけども，それもなくて，自由に話ができただということはよかったかなということで，これは裁判員裁判が終わった時点で会社に帰ったり，いろんなことでも話ができるようになりました。

司会者：ありがとうございます。1番さんはいかがですか。評議で御自身の意見を十分述べることができたでしょうか。

裁判員経験者1：私の場合は，なかなかその意見というのを，よう述べないというのか，その辺のことはあったんですけども，裁判長さんが案外，みんなの意見を導き出してくれるんですよね。それで，案外，みんな和気あいあいとできた可能性があるんですけども。それと，付せんに自分らの意見を一応書いて，それで今度，黒板に張り出すと。この事件に対しての，これ，これはどうのこうのといって一応説明してくれて，それに分類してくれるんですよね。それで案外よかったと僕は思いますけども。それと，評議にしてもモニターがあるので，それを参考にして，量刑なんかをしたということは案外いい経験かなと思います。

司会者：2番さんはいかがですか。

裁判員経験者2：私も，最初は自分がわかっていないところがわからない状態だったんですけども，裁判長や皆さんが質問をしやすい空気をつくっていただ

いたので、これどういう意味でしょうかとか、ここわかりにくいんですけどということをお願いやすかったのがとてもよかったと思います。

司会者：証言や供述の信用性の判断ということが必要になってきた事件だろうと思うんですけども、皆さん、どういったところに着目されたかというところを抽象的で結構ですのでお話し願えますか。1番さんはいかがですか。こういったところで、自分はこういう信用性を判断したんだというようなところを抽象的で結構ですのでお聞かせください。

裁判員経験者1：裁判をやっている最中は、なかなか、どういう方向に持っていくか、僕ら素人だからわかりませんがね、裁判長が評議のときに導き出してくれるようになったので、よかったんですけども、案外、みんな和気あいあいと話し合いができてよかったかなという点があります。

司会者：2番さんは、いかがですか。どういったところに注目したかというところ、要するに事実の認定にあたって、抽象的で結構ですのでお話し願えますか。

裁判員経験者2：意見が食い違っているところは、写真であったり、図面ですかね、そういうので、こういう体勢だったらこれはできなかつただろうということと、あと被告人の証言であったりとか、しゃべっているときの態度を、ちょっと心証というんですかね、そういうことと、あとほかの裁判員の方々の意見で一つにどんどんしていったという感じですね。

司会者：被告人の言っていることは、写真で写っている傷の状況とは少し食い違うのではないかというようなところが問題になったんですか。

裁判員経験者2：そうですね。弁護人が話しているような体勢だったら、このような傷はできないんじゃないかとか。

司会者：そういったことは、どの段階で御自分の頭の中に、そうじゃないかなというようなところ、ここが問題じゃないかなというところがわかってきたのでしょうか。

裁判員経験者2：最初の検察官の方の冒頭陳述の争点のところに、多分まとめてくださってたと思うんですけども、その最初にそれを見たら、それが頭にず

っと残っていて、それが争点なんだろうなという、自分の中でちょっと先入観があったかもしれないんですけども、それを頭に置きながらずっとやってたんで、最初からずっと。

司会者：冒頭陳述で指摘された点、これで証拠を見ながら皆さんで評議して、やっぱりこうだったという、こういう流れですかね。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：3番さんは、いかがですか。被告人の言うことが少し記憶がないとか、曖昧だとかいうようなところはもう既に出てますけれども。

裁判員経験者3：基本的には、そもそも争点のところの話が、いわゆる証拠として上げられ、それから証人の尋問ですね、いろいろと検察官、弁護人も含めて質問事項があった。そこである程度、主張の流れが見えてたんで、わからないところは、その質問の中で、どちらかというところ、その体をどっちから入れたとか、手を、割と事件に関してはですよ、左側から押さえてて、こうなっていると、その胸をつかんだとか、その手はどっちから入ったとか、そういう細かなことの流れの中で、いわゆる検察官の主張と弁護人の主張を比べてみて、論理的にですね、どちらかというところ普通だったらこうやるでしょうと、自然の流れだったら、要は強盗致傷の事件があったんですけども、素手で殴ってないのに、それ以前にカメラケースで殴ったと。もう論理的に考えれば素手で殴ってから、何かものを取り出すだろうとか、そういうふうな論理的なところを評議の中で積み上げて事実関係を認定したと。それもいろいろと、そういう形でないとできなかつたとは思んですけども。

司会者：そういった、3番さんの観点ですけども、そういったものは証人尋問をお聞きになって、あるいは被告人に質問をお聞きになって、あるいは検察官の提出した証拠書類等もごらんになって、そういった段階で少しは頭に入っているような状況ですかね。

裁判員経験者3：そうですね、やっぱり一番頭に入ってきたのは争点があって、そこがだろうというのは2番さんと同じなんですけども、そこからやはり証人

尋問になって、そのわずかな違いが争点になっているんだなと。いわゆる極端な話、手を出した、出さないという、その流れの本当にわずかなところで、その罪の程度が違ってくるので、ここが争点だなというのは、特に証人尋問のところでわかりました。それから部屋に戻ってから、ここが争点だよというような、よくこの部分をというような。やはり議論もしていただいたんで、そこは気をつけて見て、聞くことができました。

司会者：ありがとうございました。4番さんはいかがですか。

裁判員経験者4：私は、三つの事件が重なったと思います。覚せい剤、薬を使用しているということをテレビとかラジオとか報道、新聞なんかで読んだらやっぱり繰り返しという形があった。それはもう最初に頭の中に入ってきてました。それで、被告人が強制わいせつするときでも、当たっただけだとか、故意にしないとか、今も全く私の中では受け付けませんでしたので、その後の強盗致傷に関しても、けてないとか、けたとか、足は届くかどうのこうのという話は、それも受け付けない状態でした。でも、評議の中では、罪、懲役とか、刑がいろいろあったときでも三つを足すんじゃないですよということで、いろいろ話の中で私の思ったような点は平常心で出せたかなということで、これはいけるかなということで思いました。

司会者：事実の認定については、やっぱり被告人が覚せい剤をやっているというところが非常にひっかかってたわけですか。

裁判員経験者4：そうですね、話の中でもあやふやな点が多かったのと、自分が都合悪くなれば忘れましたとか、覚えてないとかというのが多々出てきたんで、それはもう検察官から言われても、その言葉を繰り返してましたんでね。それはもう印象が、私の中ではあったと思います。

司会者：ありがとうございます。それでは、この辺で少し休憩をとりたいと思います。

(19 : 11 休憩)

(19 : 25 再開)

司会者：それでは、続きを行いたいと思います。話題事項の1について、法曹三者のほうから裁判員にお聞きになりたいことなどございますでしょうか。どうぞ御自由に。

佐々木検察官：検事の佐々木です。何点かお聞かせ願いたいんですけども、まず1点目が、私が担当した事件なんですけれども、強盗致傷の法的概念の説明が難しかったという話がありまして、これは、私も説明するときに悩んだところで、一応、口頭では簡単な説明はさせてもらったんですけども、それを文字に落とすかということになりましたし、どこまで詳しく説明するかということになりましたけども、そういうのを最初の冒頭陳述の段階でかなり詳しく説明しますと、事実経過のところとは別にですね、そっちの法的概念の説明のところで時間をとってしまうと、私のとったのは結局、ある程度のところを説明して、あとは裁判官に説明していただくということで、時間配分的にもですね、冒頭陳述は15分ということでしたので、もし法的概念でも、もう少し丁寧に説明するということになると、冒頭陳述の時間が20分、25分ということになるかと思うんですが、冒頭陳述の時間をもう少し長くしてでも、そういう法的概念について説明を丁寧にしてほしいと、それは物語というか、そのストーリーの説明とのバランスということになるかと思うんですが、その兼ね合いがどうなのかという点を1点お聞かせ願いたい。それと簡単な質問なんですけれども、冒頭陳述と論告で、今回の担当した事件では、冒頭陳述は、私は検察官席からしたんですけども、論告はもう一人の検事が証言台のほうに出てしたんですが、その当否というか、どちらのほう印象がよかったか、あるいは冒頭陳述の場合は、こっちのほうがいい、悪いということがあるかと思うんですが、その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

司会者：2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：最初の法的概念のところなんですけれども、その後、確かに部屋に帰ってから裁判長とかに、これってどういうことですかというふうには伺ったんですけども、裁判長に伺っても、例えば刀を振り回すであったりとい

うふうな、刀を振り回すというのじゃなくて、もうちょっとわかりやすく教えてほしいというふうに裁判長に言ったら、ごめん、ごめんって、よくそういう説明文で刀を振り回すって書いてるから、ついついそういうふうに言ってしまったというので、そこで私と皆さんの認識がずれてしまっている。例えばですけども、5分、10分延びてもいいですし、例えば過去の事例では、こういってことが反抗を抑圧するに足りる暴行というふうに認定されていますというふうな、何か二、三件、私がイメージしやすいようなことを言っていたら、もっとイメージしやすかったのかなというふうに思います。

あと、女性の方が後で出られたのは、私は何も思わなかったのですが、男性の裁判員の方から見たら、女性が淡々としゃべりながら迫っていくというのが、ちょっときつく感じるというふうにはおっしゃっていました。

司会者：冒頭陳述では当事者席で行い、論告では証言台のところで行ったということがあったのですか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：その印象はいかがでしたか。

裁判員経験者2：同じ方が立っていないので、ちゃんとした評価や比較はできないですが、後に出た方が、近くで話した方が若い女性だったので、余計にきつく感じたのかもしれないです。話し方とか、そういうのでも、ちょっと変わってきますから。男性の裁判員の方は、男性の淡々と女性の淡々というのが、ちょっと受ける印象が違ったようですね。

司会者：検察官よろしいですか。

佐々木検察官：その冒頭陳述でですね、私は当事者に伺ったんですけども、私がじゃあその証言台に出てたら、もっと説得力があったとか、そういうふうには感じたことはなかったですか。

裁判員経験者2：私の個人的な意見でいいんですかね。私が覚えているのが女性の方、結構ちょっと歩かれたりとか、身ぶりとかも入ったと思うんですけども、ずっと立って読み上げるよりも動いたり、身ぶりがあったほうがずっと

入ってくるというのは、私はあります。

司会者：弁護士のほうから、いかがですか。

金子弁護士：これは1番さん、3番さん、4番さんのところでの冒頭陳述、弁護人側の冒頭陳述のところで確認したいところがございます。皆さん方のほうでは2番さんのと異なり、短い、その事案の争点の部分を羅列するような形をとられる冒頭陳述をとっていたかと思います。それで、この事件、二つとも的事件ですが、争点のある、争いのある事案でした。それで、こちら側でお聞きしたいのが次の点です。こういった場合で、事実関係の中では特に争わない点、例えば家族構成であるとか、事案の概要でも、ここではまだ争わない点というものもあるかと思います。そういうところも弁護人側で羅列するということが必要なかどうか、ここの点まで加えてしまうと、こちら側としてはかえって同じことを繰り返してしまうので、聞いてるときにはわかりやすいかという点で、口頭の点と、それからペーパーの点で聞いてるときには、じゃあどちらのほうがいいのか。あるいは逆にペーパーのときならばどういうふうなほうがいいのか、そういった点で、もしお気づきの点があればお願いしたいと思うんですけど。

司会者：それでは、3番さんからどうぞ。

裁判員経験者3：そうですね、検察官が先に、当然あらましを説明していただけるんで、同じことであれば聞く必要はないというところから言うと、口頭で、そういう同じことは必要ないと思います。ただ、その争点については、一番最初に申し上げたと思うんですけども、やっぱり私も未経験者だったんで、何をその、変な話、テキストとして追っかけていくかというところでいくと、やはりペーパーの中では、やはり同等の、同じことじゃないかもしれないんですけども、その弁護人側から得たストーリーがあったら、それはそれでちゃんと見ますんで、そっちのほうの方がわかりやすいかなと思いますね。

全く同じ話をAさん、Bさんというか検察官と弁護人から聞く必要性は全くないんですが、全く同じ話になるんでしょうかと、逆に。争点といえども、争

点の中に前後関係がありますし、私が担当させていただいた事案というのは、その3件の、いわゆる覚せい剤、それから強制わいせつ、それに加えて強盗致傷ですか、この三つが連続して起こっている中でですね、どうしても時系列を見ますんでね、その人柄というか、いわゆる覚せい剤というところなんで、ある程度のあらましがそのペーパーにあってもいいんじゃないかなとは思いますが。あくまでも個人的な意見ですけど。

司会者：4番さん、いかがですか。

裁判員経験者4：私も3番さんと同じ意見なんですけども、この裁判員裁判には、時間の短縮ということをされていると思うんですけども、我々裁判員が来たときには、今、弁護士さんがおっしゃったように重複するようなことに関してはね、ペーパーでいいんじゃないかなと思います。時間の短縮とか、いろいろ考えたら、また同じこと何回も聞くんじゃないかと。それをまた、評議の中で裁判長のほうから、こういうふうなアドバイスがくるかなと思いますのでね、それは裁判の中では省いていただければいいんじゃないかなと思います。

司会者：1番さん、いかがですか。

裁判員経験者1：やっぱり、そのペーパーに書いていただくほうが読んで覚えられると思うんですよね。それで口頭でやられると、やっぱりどうしても忘れる面が出てくると思うんです。それでペーパーのほうがいいかなと思いますけどね。それと、その争いとか争点なんかでも、結構、どういうのかな、難しい。まあまあこの争点なんか、それに基づいてというの、それに書かれてるんですけどもね、やっぱり私たちは、全然素人なので、もう少しわかりよい、そんなものがあればよいかと思いますけどね。

司会者：金子弁護士、よろしいですか。

金子弁護士：はい。

司会者：裁判官から何かありますか。

河原裁判官：4番の方にお伺いしたいんですけども、本日のメインテーマとはちょっと関係ございませんが、先ほど4番の方のお話の中に、初日はすごく緊張

するから、裁判所のほうで包み込むような雰囲気があればいいというお話があったと思うんですね。具体的に、実際、担当部の裁判官がしていただいたこととかで、これがよかったんだというふうなことがありましたら、今後の参考にしたいので、ぜひ教えていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

裁判員経験者 4：私も地元へ帰れば地域の役員をしているもので、裁判員になりましたよということで、裁判員を経験したことをお話しして、それでわかりやすくしか言えなかったんですけどもね、それで説明しているんですけども、今回、私は裁判員になって、裁判長、あと裁判官の方、2名の方おられるけれども、男性の方と女性の方と、このバランスですね、裁判長と右陪席、左陪席ですよね、そのバランスがよかったと思います。

怖い男性の方ばかりでね、締めつけるというんじゃないしに、やっぱり裁判員も女性の方が来られてましたので。私らのグループに。その方もやっぱり女性の方と、女性の裁判官と話し合ったりなんかしていたんで、ごくごく普通の話をしてるんですよ。休憩時間になって。これはやっぱり雰囲気をつくっていただけるんだということですね。まず怖い、ここの裁判所へ来る自体が、呼び出しが来たときから、どうなるのかなということと、それと裁判所に入っていくかなければならない。その裁判では、知らない方ばかりなので、そこでやっぱり3名の方の組み合わせというのが、どうして決められたのかわからんけど、我々は抽選で決まってるんですけども、そういうバランスもやっぱり考えていただけるとありがたいかなということでお話させていただきました。

河原裁判官：どうもありがとうございました。

(2) 守秘義務についての感想や意見

司会者：それでは、次の話題事項としまして、守秘義務について、皆さん、その御負担を願ってるわけですが、それについての御意見や御感想、今、こういうところで生活に差し支えるがあるとか、そんなことは全然ないとか、こういった御意見でも構いませんのでお聞かせください。1番さんはいかがですか。

裁判員経験者 1：守秘義務って、どこまで黙ってればいいんかというのが

んですね，一つ。それと，僕は一応，シルバー人材センターの広報の中に，この裁判員に参加したことについてという記事を提出して，何百人も一応配っていると思うんですけども，そういうコラムを一応書いて出してみたんですけども，まあそれも守秘で，それをどこまで守れば良いのかというのがわからないんでね。そうやって，今までの，この裁判の経過，その辺は一応，記事にして出したんですけども，裁判して公になっているんですけどもね。だけど，それでも何か聞きようによっては守秘義務と言われる面もあるんですよ。それでやっぱり，その辺で案外戸惑う面があると思うんですね。

司会者：2番さん，いかがですか。

裁判員経験者2：私も1番さんがおっしゃったように，どこまで言っていていいかわからないので，会社などには裁判員になるので休みますというふうには提出はしたんですけども，守秘義務があるから，もう一切言えませんが，どこまで言ったらいいかわからないんだったら，もう言わなければいいというので言っていないんですけども，言わないことについて，特にストレスは感じていないです。

司会者：3番さん，いかがですか。

裁判員経験者3：確か，初日にどこまでという話が裁判官の方からあった記憶があるんです。だから裁判員に選ばれたというのは，当然，その会社を休むとかということと言わなきゃならないんで，それ言っていていいですよ。それから，裁判の，いわゆる証人とか，皆さんがいてる席で話されることは別にいいですよというふうな流れの説明があったので，特に何をということは感じませんでしたね。逆に，世間の人というか，僕らの同僚もそうなんですけど，「言っちゃだめなんでしょう」，「どんな事件か言っちゃ当然だめなんでしょう」というのがまず最初に。

裁判員裁判というか，いわゆる裁判員になったことも言っちゃだめなんじゃないのみたいなところで，みんなが思ってたんですけども，実際は，その事案とか評議の内容とか，そういうことだけなんで，別に苦痛にも感じなかったし，

まあ当たり前のことを，固有名詞だとかですね，皆さんがどういう話をしたとかということだけを言わないということなんで，全く負担にも感じてませんし，やってるときもそうですし，その後も何とも感じてないですね。ですから，守ることは当然の守秘義務だと思ってるので，そこについては特にという状況ですかね。

司会者：4番さん，いかがですか。

裁判員経験者4：私も3番さんと同じなんですけれども，一番最初に裁判員の方から，どこまでですかというお話を裁判長にされたら，ここからここまでですよと，評議の中のことはだめですよと。被告人はAさんですよとかいう話を，説明を受けたもんで，それで肩の荷が一遍におりて，3番さんと同じように，別に守秘義務に関しては，全然ストレスはありません。ですので，これから裁判員になれる方から，もし相談を受ければ，そういうことも話していけるかなということで安心しております。

司会者：ありがとうございました。一応，予定した話題事項は，これで終わりましたので，報道機関からの質問の時間をとりたいと思います。報道関係者の皆様，何かございますか。

記者：今日は傍聴させていただいてありがとうございます。

1番目の話題の，争いのある事件について，その部分でちょっとお尋ねしたかったんですが，先ほどのお話の中で3番さんの方もおっしゃってたんですけども，先に検察官の冒頭陳述があって，ストーリーが描かれていて，その後に弁護人の争点についての冒頭陳述がある。そうすると，どうしても検察官側の話をもとに，その事件を見てしまうというふうなときに，その分，そのブレーキをかけながら聞いてましたというふうなお話があったと思うんですけども，そういう自分でのブレーキのかけ方というのは，どういうところで，それが生まれたのか。つまり裁判所側から，そういうことができるように，何か説明であったり，アドバイスをしたからなのか，あるいは自分で考えられて，そういうふうな抑制され，バランスよく見るということを心がけられたのか。その辺，

どういうふうにして、皆さん、そういう意識を持たれたのかというのを伺いましたかったんですが。

司会者：どなたにお聞きすればよろしいですか。

記者：できれば、皆さんに。

司会者：1番さん、今の点についてはいかがでしょうか。

裁判員経験者1：私は別に、そう感じてはないんですけども。この冒頭陳述の紙面が渡ってるんで、それに基づいて何とかできたのではないかなと思ってます。

司会者：2番さんは、いかがですか。

裁判員経験者2：私の場合は、検察官の言葉ばかり入ってきそうになるときに、裁判長の方とか、ほかの裁判員の方と話をしながら、私ちょっと偏ってたなという、ちょっとバランスをとるようにしていたので、裁判長と、ほかの方との評議の間で、ちょっと実は修正しました。

司会者：それは皆さんとお話になられて、御自分で、そういう修正を図ったということですかね。

裁判員経験者2：何か一つのことについて話し合うときに、自分の意見を言って、いやそれちょっとって言われ、意見を交換していきながら、ちょっとずつ変えていきました。

司会者：ここのところはこういうふうに見るんですよという、そういった示唆で変えたとかいうんじゃなくて、皆さんと議論をしながら修正をしていったということですか。

裁判員経験者2：そういった見方もあるんだとか、そういった意見もあるんだなという。

司会者：ありがとうございます。3番さん、いかがですか。

裁判員経験者3：質問の趣旨が、何か私が言ったことから始まっているみたいなんです、いわゆるこの事案とか、案件だとかいうことじゃなくって、一つの物事に決めるときには、私も会社員ですから会議とか当然やります。その中で、ペーパーがきちっとしているものと、いわゆる簡素なものということであれば、当

然そのペーパーはきっちりしている，それからわかりよいものに目が行くというところで，通常は会議だとか商売事は，それで進めるんですけども，当然，その利益ベースで考えているわけじゃないんで，その経験値があったんで，いわゆるきっちりしたものを，当然テキストとして，わかりよいので見ますけども，こちらに引きずられないようにというのは，基本的には個人的に感じて，自分の中で調整したものです。

例えば，裁判官から，これはあれだよとか，そういうのは一切なかったですね。当然，そのペーパーが出てきますよと，こういうものが出てきますよという流れなんで，そういうふうな形で，またブレーキがききます。

それから，そのじゃあ判断基準においてブレーキをかけたかということ，あくまでもストーリーがここには書いてある。基本的な考え方というのは，その弁護士さんがおっしゃることと，検察官がおっしゃる争点の問題なので，この部分については，どちらかということストーリーじゃないんですね。あくまでもこっちに書いてあるのも箇条書きのような状態だし，弁護士さんがおっしゃっているのも箇条書きな状態なので，ペーパーベースで言うのであれば，その一つ一つの争点については，特にブレーキをかけているという話じゃないですよ。あくまでも，ただ，今回の事案というのが，先ほどあったように，覚せい剤から始まった連続性のあるものなんで，そのストーリー性がどうしても書いたものであると頭に入りやすいし，どうしてもそっち側の話が100%とは言いませんけども，争点以外のところは，いわゆる争ってないんであればこっちが全て事実なのかなというところで，多分思っているなど，それがただ，それは弁護士さんを，そこは全然，争ってないんですからね。そういうのも含めて，ちょっと何もかもうのみにしちゃいけないなという感覚でありました。

ただ，だからといって判断のときに，こっちをうのみにしちゃいけないから，これはマイナスで考えると，そういうことは一切ないですよ。

申し上げたのは，あくまでもペーパーというものがあるんで，そちらのほうに引きずられないようにしようと思っただけです。

司会者：4番さん，いかがですか。

裁判員経験者4：私も，そのペーパーというんですか，同じものが，弁護士さんのほうからも同じような形で出てくればよかったなという考えがあります。

ですけども，その引きずられてということはありませんし，圧力もありません。あくまで私個人で判断して進めていきました。これは先ほどお話ししたように，裁判員にやさしく接してくれた裁判長が，裁判におられて，その中で裁判員，義務をですね，5日間できたことはよかったかなということで，おっしゃっているようにいろんな意見を戦わせて，話の中では出てきてましたんで。個人，個人で裁判は進めていったと私は信じております。

司会者：ほかの方，よろしいでしょうか。最後に一言，裁判員経験者の皆さん方から，この裁判員裁判の今後のことについて，何か一言で結構ですので，アドバイスをいただけますでしょうか。ここはこうしたほうがよいというふうなところが，どういった点でも構いませんが，あれば，なければ結構ですけれども。4番さんからお願いできますか。

裁判員経験者4：私が裁判員に選ばれて，勤めているんですけども，会社に報告したら，断れないんですかという，上司から言われました。ある裁判員の方で，その事業主の方は勉強してきなさいと言われたらしいんです。ですので，もう少しこの裁判員裁判の姿をね，国民にもう少しわかりやすくお知らせしていただければね，ありがたいかなと思います。

司会者：3番さん，いかがですか。

裁判員経験者3：ちょっと話がずれるかもしれないんですけども，この裁判員裁判をやっていて，今，意見交換会の中で出なかった中で，私の中で一番難しかったって感じたのが，いわゆる最後の量刑，それまではいろいろとあったんですけども，テキストを読んで事実関係を調べて話をして，それで丸ペケをつけて，こうだろうと。ここまでは特にストレスも，特に感じなくやってたんですけど，じゃあ最後の段階になって，いわゆるそれに年数をつける，足し算をする，引き算をするというようなところで，教えていただいたのが，それぞれの

刑によって、ある程度の刑期というものが定められていると。当然、過去の事例だとか、判例だとかで定められているということはお聞きしたんですけども、それと、いわゆる余り乖離がない形で一つ一つを決めるという、これがちょっと何か解せないところが一つ、自分の中ではあったんですね。確かに、その過去こういう形でやって、足し算してこうなると、大体これぐらいだというようなお話なんでしょうけど、最終的には、それに従って、自分でも量刑を決めたんですね。だから、根本的には、例えば一つの事件で、それが重大なのかどうなのかはともかくとして、被害者にとっては、その人はもう出てきてほしくない。刑に服してもらったら、例えば10年だろうが、15年だろうが出てきてほしくない、確かに制度的にはわかるんだけども、心情がどうしても、そっち側にふっていくんで、この点が改善されるということはないんでしょうけども、こちら量刑というものが一体、何でこんなになってという、そこのはあまり、まあまあ説明すると多分ね、勉強しなきゃなんないでしょうけど、もうちょっと知りたかったなと。

何かそういう小冊子でもつくっていただければなと思うんですけども、やっぱりその最後のハードルというか、いわゆる自分に置きかえたときに、刑務所に3年入るといって、すごいことなので、それをちょっと自分で決めていく、また、被害者の立場になると、出てきてほしくないというところまで考えたときの量刑って、そもそも一体、何だったんだろうというところが、あまりなかったのかなと、それだけがちょっとひっかかったところなんで、何かスムーズに最後までいくためには、そういうものをもうちょっと理解しやすく、具体的にどうしたらいいのかわからないんですけども、理解しやすい方向に持っていくっていただければなと思います。

あとはもう本当にすごく、裁判所というものに親しみが持てましたし、その法律の形という、その段取りというものもよく理解させていただいたんで、非常にいい経験だったと思います。

司会者：ありがとうございます。2番さん、いかがですか。

裁判員経験者 2：参加させていただいて、やっぱり使われる言葉がとても難しいということがありましたので、裁判所や検察官の方に歩み寄ってもらおうじゃなくって、呼び出し状が来てから、実際に参加するまで期間もありますから、最低限、これだけは知っておいてほしいワードとか、そういうものが何かあれば、事前にちょっとでも事後強盗とはとか、そういうのをちょっと勉強して臨めたらもっとわかったのかなというのが1点と。

3番さんがおっしゃったように、量刑が、やったことに対して何年にするかということだったんですけれども、心情的には、でも、この被告人は再犯しそうとか、そういうのを思ったら、もっとプラスにしたりとか、裁判長の方に、入っている間に再犯しないために、何かプログラムとか、そういうのをあるんですかっていうふうな質問したら、入っている、服役していることが罪を償うということですよというふうに答えをいただいて、それだったら、この私たちが、みんなで導き出した年数で出てきて、また再犯したらどうするんだというので、これはもう裁判員制度とは関係ないかもしれないんですけれども、すごく不安になりました。

司会者：ありがとうございます。1番さん、いかがですか。

裁判員経験者 1：もう私は、この裁判員裁判に参加して、とてもよかったと思ってるんですけどね。めったにない、この貴重な経験をさせていただいたんで、裁判所のあり方とか、やっぱり今まで裁判官3人で一応判決を下しておったもんが、一応6名の裁判員を加えての判決を下すんで、それによって、やっぱり裁判官の3人の方の、ある程度は軽減、苦勞が軽減されてるんかなと思ってる面もあります。それで、その辺で、私自身もいい経験をさせていただいてよかったと思ってます。

司会者：ありがとうございました。それでは、裁判員の経験者さんの皆様、今日はありがとうございました。皆様から伺った御意見は、裁判員制度の運用をよりよいものにしていくための参考にさせていただきます。これで終了することにいたします。どうもありがとうございました。

以上